

令和6年度第4回国分寺市子ども・子育て会議

令和6年10月15日

国分寺市役所

書庫棟会議室

次 第

1 議事

- (1) 諮問第2号（次期国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（子ども・子育て支援事業計画））に係る答申について
- (2) 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（令和5年度実績）の評価について

2 その他

次回の日程等について

■ 配付資料

-
- | | |
|-------|---|
| 6-4-1 | 答申書（案） |
| 6-4-2 | 次期国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（子ども・子育て支援事業計画）に係る委員意見一覧 |
| 6-4-3 | 施策評価書及び重点事業評価シート（令和5年度）一式 |
| 6-4-4 | 令和6年度第1回国分寺市子ども・子育て会議委員意見まとめ（第4章） |
| 6-4-5 | 子ども・子育て支援事業計画評価書（令和5年度）（第5章教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期） |
| 6-4-6 | 令和6年度第2回国分寺市子ども・子育て会議委員意見まとめ（第5章） |

令和6年度第4回国分寺市子ども・子育て会議

日 時：令和6年10月15日（火） 午後6時30分～

場 所：国分寺市役所 書庫棟会議室

出席者（敬称略）

委 員	関口幹雄、渡辺雅之、矢山浩輔、 （オンライン）田嶋大樹（副会長）、双木良、殿下順子、相馬千鶴、山本一二郎
事 務 局	石丸明子、千葉昌恵、桑野正樹、山元めぐみ、坂本岳人、前田典人、 斉藤幸芳、山田憲晴、未永理彩

副 会 長	本日もお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。 普段、本会議では会長に司会・進行いただいておりますが、会長が怪我をされ、現在療養中とのことです。本日は、オンラインでの参加も難しいとのことで、皆様には、くれぐれもよろしくお伝えくださいと伺っております。 このため、本日は、私が司会・進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 それでは、定刻になりましたので、令和6年度第4回国分寺市子ども・子育て会議を開始したいと思います。会議を開催するに当たって、事務局から委員の出欠状況をお知らせください。
事 務 局	それでは、委員の出席について御報告いたします。本日は、出席8名、欠席3名です。つきましては、国分寺市子ども・子育て会議設置条例第7条第2項に基づき、国分寺市子ども・子育て会議が開催できることを確認しております。よろしくお願いいたします。
副 会 長	委員の出欠確認ができましたので、これより令和6年度第4回子ども・子育て会議を開催します。会議を始めるに当たり、事務局から配付資料の確認をお願いします。
事 務 局	それでは、配付資料について御説明いたします。 今回の会議のため、事前に郵送及びメールにて送付しております会議資料等は、開催通知、次第、資料6-4-1から資料6-4-6です。また、当日配付資料として、資料6-4-7「次期国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画 第5章 抜粋」を机上に配付しております。同資料は、本日メールでも各委員に送付しておりますので、オンラインで御参加の皆様は、本日送付したメールから御参照いただくか、説明の際に画面共有で資料を表示いたしますので、そちらを御覧いただければと思います。 なお、資料番号については、各資料1枚目右上に表示するとともに、インデックスに資料番号の末尾の数字を記載し、付しておりますので御確認ください。 過不足等はありませんでしょうか。 配付資料については、以上です。

副 会 長	資料の確認が終わりましたので議事に入ります。 本日の議事は2件です。1つ目の議事は、第2回・第3回で議論しました諮問第2号に係る答申についてです。事務局がこれまでの会議で出された委員の意見をまとめて、答申案を作成していますので、この内容について、事務局から説明を受け、内容の確認をしたいと思います。 また、諮問第2号に関して、新たに追加された事業があるとのこと。その経緯を含めて説明してもらい、皆様から質問や意見を伺えればと思います。 それでは、事務局からの説明をお願いします。
事 務 局	資料6-4-1、6-4-2及び当日配付資料としてお配りした6-4-7を使用して説明いたします。 先ほど副会長からも御説明いただきましたが、概要について、御説明いたします。当初この諮問第2号に関する議論は、第2回、第3回の会議で終了する予定でした。しかし、国から新たに3つの事業を追加する旨の指針が9月末に示されました。この指針だけでは具体的な数値を算出することができず、国の手引きを待つ必要があったのですが、その手引きが10月10日に発出されました。私どもとしては、早急に手引きに基づいて数値の算出を行いましたが、3つの事業のうち1つは本日の会議には間に合いませんでした。そのため、本日はその3つの事業概要と、このうち2つの事業の量の見込み、確保方策について御説明したいと思います。 まずは、これまでの第2回、第3回の会議で議論をした内容について、答申書案としてまとめましたので、その内容を確認いただき、次に追加となった3事業について御説明いたします。 それでは、まず資料6-4-1を御覧ください。答申書案でございます。令和6年8月27日付け諮問第2号として諮問をしております。内容は、令和7年度から令和11年度までの国分寺市の次期計画について御意見を賜りたいという趣旨のものです。その上で第2回、第3回の会議を踏まえ、皆様に御議論いただき、御意見いただいたものを答申書案として、このようにまとめました。具体的な御意見については、資料6-4-2に抜粋して記載しています。本日は、全てを読み上げることは難しいですが、要約して説明いたしますので、御意見をどのように踏まえているか、確認いただければと思います。 答申書のつくりとしては、基本的に計画の予定している順番に基づいて並べており、御意見についても、なるべくこの順番に合うようにまとめています。まず、（1）幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等について、こちらは第2回の会議で出た御意見を基に作成しています。内容は次のとおりです。「国分寺市での保育所の利用率は、毎年増加している一方で、近年、就学前児童人口は減少傾向にあり、今後もその傾向は続くと思われる。各保育施設等が今後も安定した運営を行うことで次期計画に基づいた事業実施ができるよう、運営事業者と引き続き協力しながら事業を進められたい。」

次に（２）放課後児童クラブ（学童保育所）についてです。議論の内容としては、高学年の意見が多かったように思います。また、低学年だけで定員を超過している現状はなるべく早く解決するべきであるという御意見や、４年生の受入れについても少しずつ実現できるよう対応する必要があるのではないかと御意見をいただいたと認識しています。それを踏まえて、次のように答申書案を作成しました。「公設学童保育所では、定員を超えて児童を受けており、施設が慢性的に狭あいになっていることから、障害児を除き小学４年生以降の高学年児童の受入れができていない。また、保育所同様に毎年利用率が増加傾向にあり、放課後の児童の居場所として重要な役割を担っていることから、次期計画期間中にあっては、高学年児童も含めた受入体制の整備を計画的に進められたい。また、国分寺市立児童館ランドセル来館事業や国分寺市放課後子どもプランなど、他の事業とも連携することで、放課後の児童の居場所について、更なる充実化を図られたい。」以上です。

続きまして、（３）ファミリー・サポート・センター事業です。ここでは、量の見込みや確保方策が少ないのではないかと、との御意見がありました。それを踏まえて、答申書では、「本事業の確保方策は、令和１０年度まで量の見込みに到達しない計画となっており、早期に量の見込みに見合った確保方策となるよう次期計画案の修正と具体的対策について検討されたい。確保方策を拡充するに当たっては、本事業において児童の預かり等の援助を行うことを希望する方（以下「援助会員」という。）を増やすことが重要であると考えられるため、援助会員の増加につなげるために本事業をアピールするなど積極的な取組を実施されたい。」と案を作成しました。

次に、（４）放課後子どもプラン（放課後子ども教室）についてです。こちらは、保護者が中心の実施委員会が運営をしております。様々な課題や問題はあるつつも、非常に頑張られている状況がありますので、そういった工夫検討状況について、しっかりと形になるように実施していく必要があるとの趣旨の御意見でした。それを踏まえて、次のように作成しました。「本事業は、各小学校に通う児童の保護者が中心となって構成される「放課後子どもプラン実施委員会」により運営されている。次期計画に基づいた事業を実施するに当たり、同実施委員会が抱える課題の解決や工夫、検討したことが実現できるよう、引き続き、市は同実施委員会と協力しながら取組を進められたい。」以上です。

これまでの第２回、第３回までに議論した事業については、このようにまとめました。この内容確認に加えて、先ほど申し上げた新たに追加された事業について、御説明いたします。

資料６－４－７を御覧ください。資料６－４－７は、次期国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画第５章の抜粋です。これまで議論いただいた保育の量や放課後子供プラン、学童保育所等を、次期計画の様式に落とし込んだものです。その上で、今回追加となった事業についても、資料２６ページから記載しています。

	3つの新規事業については、それぞれ「妊婦等包括相談支援事業」「産後ケア事業」「乳児等通園支援事業」と言います。この3つのうち、「乳児等通園支援事業」については、「こども誰でも通園制度」と呼ばれることもあります。 まず、「妊婦等包括相談支援事業」について御説明いたします。この事業は、妊婦及びその配偶者等を対象として、面談を通じて、妊婦の心身の状況及び生活環境等を把握し、母子保健及び子育てに関する情報提供、相談対応等により必要な援助を行う事業です。量の見込みと確保方策の考え方として、最大で3回の面談をすることを想定しています。1回目は妊娠届が出されたとき、2回目は妊娠8か月、3回目は出産直後に面談を行います。事業名は「妊婦等」となっていますが、産後についても対象となっています。先ほど、面談回数は最大で3回と申し上げましたが、妊娠8か月のタイミングで面談を行う方については、アンケート等でスクリーニングを行い、特に面談が必要と思われる方を対象としていますので、必ず全ての妊婦に行うというものではありません。そのため、面談回数は2回または3回となっています。妊婦届出数については、出産予定の妊婦数から推計を出して、量の見込みを出しています。量の見込みに対して、全ての妊婦に対応できるように、確保方策は量の見込みと同数としています。現状を御覧いただくと、令和5年度のみ数字が入っていますが、この事業については令和5年度から実施していることから、このような表記となっています。 次に、「産後ケア事業」です。産後ケア事業については、出産後の心身の安定や育児不安の軽減を図るとともに、母親自身のセルフケア能力を育むなど、育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援を行う事業で、実施方法として、「宿泊型」「デイサービス型」「アウトリーチ型」の3種類があります。宿泊型はショートステイとも言いますが、母親が宿泊してケアサポートを受けるものでは、デイサービス型は日帰り、アウトリーチ型は御家庭を訪問するものです。事業については、すでに実施しており、令和3年度から令和5年度までの実績については、「現状」に記載しています。数値の推移について、急激に利用人数が増えており、量の見込みも多く設定されていますが、これは事業の実施方法が若干変わったことや、令和7年度以降は、一部事業の対象者を拡大することから、対応できるような見込みを立てています。この事業も、量の見込みに対して全ての対象者が利用できるよう確保するため、量の見込みと確保方策を同数としています。 最後に、「乳児等通園支援事業」です。通称として「こども誰でも通園制度」とも言われておりまして、ニュースなどでも度々取り上げられているので御存知の方もいらっしゃるかもしれません。この事業は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる通園制度です。この事業については、令和7年度から本市でも実施を見込んでい
--	---

	ますが、少しこの事情を御説明いたしますと、東京都でもこの事業によく似た事業を行っています。本市において、都の事業を採用するのか、また国の事業に対してどのように実施するのかは、今、準備を進めております。そのため、どのくらいの量を見込んで、どのように確保するのかは現時点では算出中、今後の方向性については検討中と記載しています。しかし、令和7年度からこの事業は実施予定ではありますので、私どもとしても早期に整理していきたいと考えています。また、次期計画に位置付けるようにと国の指針もありますので、算出作業が終わり次第、皆様に御提示したいと考えています。 以上が追加となった3事業の御説明でございます。この3つの事業につきましても、委員の皆様から御意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上です。
副 会 長	事務局の説明が終わりました。質疑応答に入る前に、答申書の内容について、委員の皆様と改めて確認したいと思います。事務局からの説明にもありましたように、新たに追加された事業が3つあり、そのうち、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の準備が間に合わなかったため、後日メールにて提示されることになりました。乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策については、準備ができ次第、事務局に示していただき、メール等を活用して委員からの御意見を募りたいと考えておりますが、今後、パブリック・コメント実施直前まで会議の開催がなく、スケジュール的にも意見内容を委員間で確認することが難しいため、本日までの会議内容を川喜田会長にも確認いただき、本日付けの答申書として市長へ提出したいと考えております。 つまり、本日の会議までに議論した内容は、答申書として取りまとめ、今後、追加された事業への意見については、答申書には盛り込みませんが、次期計画案を作成するに当たって、市で適宜検討する材料にしてもらえればと思います。 また、答申書の内容と追加事業に関して出された意見を踏まえて、対応した市の結果については、次回の会議等で、概要報告を受けることができればと思います。 諮問第2号に係る答申については、以上の流れでいきたいと思います。 それでは、事務局からの説明について、質疑等ある方は、挙手にてお願いいたします。
事 務 局	事務局から一点訂正です。最後に御説明した「乳児等通園支援事業」について、国の事業を実施すると申し上げたのですが、正しくは東京都の事業を採用して実施する予定となっています。令和8年度以降については、まだ検討中ですが、令和7年度の時点では国の事業を実施することは現時点では予定しておりませんので、その点を訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
副 会 長	事務局から訂正がありました。よろしいでしょうか。 答申書案の内容については、特に御意見や御質問等がないようなので、以上を踏まえ、答申としてまとめたいと思います。最終的な答申書の文言等については、

	川喜田会長と私で整理させていただければと思います。 それでは議事（２）に進みます。議事（２）については、第１・２回会議で行った現行計画評価の確認と、まだ行っていない基本目標Ⅲの評価になります。まずは、第１・２回会議で行った現行計画評価の確認ができればと思います。 基本目標Ⅰに関する部分について、事務局より資料の説明をお願いします。
事務局	それでは、資料６－４－３と資料６－４－４を使用して説明いたします。 今、副会長から御説明いただいたように、第１回、第２回の会議において、現行計画第４章、基本目標Ⅰと基本目標Ⅱの評価について、御意見いただきました。その評価内容をまとめた案について、内容や表現などの確認をいただきたいと思っています。本日は、現行計画第４章の基本目標Ⅰ、基本目標Ⅱ、第５章についてです。それでは、基本目標ごとに御説明いたします。資料６－４－３が評価シートで、市の評価、会議の評価を含めた内容になっています。また、資料６－４－４が第１回の会議で出た御意見のまとめです。資料６－４－３について、申し訳ございませんがページ番号が振られていないため、事業番号でお伝えしますので、御承知おきいただければと思います。 それでは、資料６－４－３を御覧ください。基本目標Ⅰ施策（１）についてです。ここでは、通番５「保育コンシェルジュ事業」、通番６「母子・父子自立支援プログラム策定事業」、通番７「ひとり親家庭自立支援給付金事業」について御意見をいただきました。通番５「保育コンシェルジュ事業」では、職員によって案内内容が異なることがないように、どの職員が対応しても同じ内容となるよう案内を求めたいとの御意見でした。通番６「母子・父子自立支援プログラム策定事業」、通番７「ひとり親家庭自立支援給付金事業」については、スクールソーシャルワーカーなどとの連携が必要ではないかとの御意見でした。それを踏まえて、国分寺市子ども・子育て会議の評価における、施策の方向性に係る実施状況について、次のとおりまとめました。通番５「保育コンシェルジュ事業」は、利用者に対して、必要な情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設を円滑に利用できるようサポートする事業であるが、実際の窓口では、保育コンシェルジュ以外の職員も窓口業務に従事していることから、どの職員が対応しても、利用者にとって必要な案内や相談が適切に受けられる質の高い窓口サービスが提供できるよう努められたい。 通番６「母子・父子自立支援プログラム策定事業」及び通番７「ひとり親家庭自立支援給付金事業」については、利用者の自立を促進することを目指した事業であるが、対象となる家庭の児童が通う学校やスクールソーシャルワーカーは、家庭が抱える課題などを把握している可能性があり、事業所管課と連携することで、必要な家庭に必要な支援を円滑に提供できるようになることが期待される。今後の事業実施に当たっては、教育委員会との連携のあり方について検討されたい。このようにまとめました。 続いて、基本目標Ⅰ施策（２）です。ここでは、通番１０「児童館における行事

	の充実」と通番 11「児童館におけるボランティア等受入れ事業」について御意見をいただきました。内容としては、児童館におけるボランティアの参加が増えていない状況にあるため、積極的にボランティアが増えるような取組をしてほしいとの御意見です。それを踏まえて、次のように評価をまとめました。通番 10「児童館における行事の充実」、通番 11「児童館におけるボランティア等受入れ事業」について、児童館の運営においては、多様な経験・知識等をもつ地域住民をボランティアとして受入れ、連携しながら各事業を実施することは、学生から高齢者まで幅広い世代間が交流できることに加え、行事、イベントに工夫を凝らした内容を実施できる可能性が広がるため、大きな効果が期待できる。新型コロナウイルス感染症の影響により、現在も新規のボランティアが増えづらい状況にあるとのことだが、引き続き、ボランティアの参加が増えるよう積極的に取り組み、対応を図られたい。 以上が、基本目標Ⅰの御意見の内容と、評価の内容です。基本目標Ⅰについては、以上です。
副 会 長	事務局の説明が終わりました。今御説明いただいた内容について、質疑等ある方は、挙手にてお願いいたします。
委 員	児童館におけるボランティアの参加についての意見です。どうしたらボランティアの方が増えるのか考えているときに知人から提案を受けたのですが、例えば、YouTuber などのインフルエンサーに、ボランティアの募集を案内してはどうかとの考えです。ボランティアに参加することについて、高齢者であれば、交流等を目的に参加してくださる方がいらっしゃいますが、若い世代にとっては、なかなか参加するメリットがないと感じているのではないかと思います。その点、YouTuber であれば、自分の閲覧数を増やしたいというモチベーションがあると思うので、国分寺市内で活動している方がいれば声をかけてみるのはどうでしょうか。ボランティアとして参加したことをきっかけに、そこで知り合った人たちに自分のチャンネルを見てもらって、閲覧数が増えれば、その方にとってもボランティアとして参加するモチベーションにつながるのではないかと思います。もちろん、なかなか難しいこともあると思いますが、私はやり方によってはとても有効な案ではないかと思いました。
事 務 局	参加者にとっても目に見えるメリットが、報酬以外で何か工夫できるのではないかと趣旨でよろしいでしょうか。
委 員	はい。若い世代にとっては、お互いにメリットがあると引き受けていただきやすいのではないかと思います。
事 務 局	御意見いただきありがとうございます。なかなか思い至らない視点での御意見でした。参考にさせていただき、ボランティアを増やす手法について、改めて検討したいと思います。
副 会 長	今いただいた御意見は評価案に盛り込んだほうがよろしいですか。
委 員	「ボランティアの参加が増えるよう積極的に取り組み、対応を図られたい」に

	含まれると考えますので、追記は不要です。
委 員	今のボランティアに関連して質問よろしいでしょうか。ボランティアの増やし方について、市で現在取り組んでいることがあれば教えてください。他の自治体などでもボランティアは報酬もなく、人が集まらない状況で、これまでは地域の暗黙の了解や親が参加していたから参加するといった理由での参加がありました。この状況が続くと、あと2～3年程度で誰も参加者はいなくなってしまうのではないかと思います。せっかく良いイベント、取組なのにボランティア参加者がいないからその活動がなくなってしまうということがあれば、それは非常にもったいないことだと思います。この問題について、真剣に考えていかなければ、残したほうがいいものも消えて行ってしまうのではないかと感じています。ボランティアの増やし方について、すでに考えられている取組や実施して効果のあった取組などがあれば教えていただきたいと思います。
事 務 局	現状としては、地域の会議などに職員が参加した際に地域の方に参加のお願いをすることや、子どもたちに指導をしていただくボランティアについては、後継の方を御紹介いただいております。ボランティアとしてのメリットについては、これまで検討しておりませんでした。新しい視点で御教示いただきましたので、検討したいと思います。
委 員	もう、ボランティアという言葉にも頼ってはいけないのではないかと感じることもあります。一度つながりが切れてしまうと、それを復活させるのはなかなか難しいと思います。一つの意見として述べさせていただきました。
事 務 局	御意見のとおり、なかなか地域のボランティアが増えないという現状があり、ボランティアをしてくださっている方々が継続できなくなったときに、それをカバーできるのかは非常に悩ましい問題です。いただいた御意見を踏まえて、今後の取組について検討したいと思います。
委 員	追加になりますが、私の息子が所属する野球チームでは、保護者の方のボランティアが多くいらっしゃいます。これは子どものためというモチベーションもありますが、練習などのほかに、イベントを多く開催していて、それがあるから人が集まる、それに参加するボランティアたちも楽しんでいることもあるようです。ボランティアに参加するモチベーションとして、報酬以外の工夫として、一つ事例を挙げさせていただきました。
副 会 長	御意見ありがとうございます。いただいた御意見や、具体的にどのような取組があるかについては、この会議に参加されていらっしゃる各委員の皆様は、経験や知見を多くお持ちでいらっしゃるのです、ぜひ折に触れてお話しいただくことや、会議の前後に所管課の職員とお話しいただくと、実効性のある取組が増えていくのではないかと思います。 事務局は、ボランティアを増やす取組について、新たに御意見が出ましたので、その趣旨を会議の評価に追記いただくことでよろしいでしょうか。
事 務 局	承知いたしました。いただいた御意見の内容を踏まえ、追記したいと思います。

	追記については、次回の会議で御確認いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
副 会 長	それでは、基本目標Ⅱの評価の確認に進みます。事務局から説明をお願いします。
事 務 局	引き続き、資料6-4-3と資料6-4-4を使用して説明いたします。 基本目標Ⅱについては施策（１）から施策（４）までございますが、そのうち施策（１）と施策（４）について、御意見をいただいております。 基本目標Ⅱ施策（１）は、通番 12「待機児童解消のための認可保育所の増設」と通番 15「学童保育所整備事業」について、御意見をいただきましたので、その内容と評価案について説明いたします。 まず、通番 12「待機児童解消のための認可保育所の増設」について、趣旨としては、1 歳児の待機児童解消とともに、0 歳児の定員に空きがあるという状況があるため、その点を中止しながら対応されたいとの御意見でした。 通番 15「学童保育所整備事業」については、公設学童保育所の整備が進んでいるのに、民設民営学童保育所が整備できていないため評価がCとなるのは不適ではないか、評価の基準について工夫が必要ではないか、との趣旨の御意見でした。また、民設民営学童保育所の整備が難しいようなので、公設学童保育所の整備についても、さらなる検討が必要ではないかとの御意見もいただいております。それを踏まえて、評価案を次のとおり作成しました。 個別事業の実施状況として、通番 15「学童保育所整備事業」では、公設公営学童保育所は目標を達成する整備ができたが、民設民営学童保育所の整備ができなかったため、評価が「C」となっている。この評価方法では、一見、公設公営学童保育所の整備についても、目標を達成できなかったように読み取れるため、今後の目標設定や評価の記載について、工夫・検討されたい。また、施策の方向性に係る実施状況としては、通番 15「学童保育所整備事業」では、民設民営学童保育所運営事業者において整備する物件が見つけられず、応募がなかったため整備が進まなかったということである。この数年、民設民営学童保育所の整備が計画のとおりに進められていないことから、今後の整備に当たっては、公設学童保育所の整備を含めた定員拡充の検討を進められたい。このようにまとめました。 続きまして、基本目標Ⅱ施策（４）についてです。ここでは、通番 30「交通安全教室の開催」と通番 31「自主防犯活動団体及び地域防犯パトロール協力事業者による防犯活動の実施」について、御意見をいただきました。 通番 30「交通安全教室の開催」については、実施回数が少ないのではないかと趣旨の御意見でした。また、通番 31「自主防犯活動団体及び地域防犯パトロール協力事業者による防犯活動の実施」については、自主防犯活動団体数が減少傾向にあるため、増加させる取組を積極的に行ってほしいという御意見でした。 これらの御意見を踏まえ、次のように評価案をまとめました。通番 30「交通安全教室の開催」は、市内中学校（５校）と国分寺高校の計６校において、毎年２

	校ずつ交通安全教室を開催することになっているが、交通安全意識を高めることは重要であることから、事業実施頻度や各回の対象者の拡充等について工夫することで、多くの子どもたちが交通安全意識を高められる仕組みを検討されたい。 通番 31「自主防犯活動団体及び地域防犯パトロール協力事業者による防犯活動の実施」について、事業の一環として実施されている小学校の登下校時の見守り活動等については、地域の自主防犯活動として重要な取組である。自主防犯活動団体数が減少傾向にあるように見受けられるため、今後も活動団体や活動参加者を増やす取組を積極的に実施されたい。 基本目標Ⅱについては以上ですが、ここについては以前の会議でいくつか御質問をいただいておりますので、回答をさせていただきたいと思います。 まずは、通番 22「スポーツセンター、プールの個人開放」について、「体育」と「スポーツ」の文言の使い分けについて、御質問をいただいております。こちらは所管課であるスポーツ振興課に確認したところ、今後、「スポーツ」に統一したいとのことでした。 次に、通番 31「自主防犯活動団体及び地域防犯パトロール協力事業者による防犯活動の実施」について、協力事業者はどのような事業者が御質問をいただいております。こちらは所管課である防災安全課に確認したところ、防犯パトロールの協定を結んでいる事業者のことで、東京むさし農業協同組合や多摩信用金庫、社会福祉法人万葉の里など、車やバスなど市内を走る車に防犯シールを貼って、防犯に協力いただいていることを確認いたしました。 続きまして、通番 32「事件情報等の迅速な提供」について、令和 6 年度目標が「登録数 21,000 件」であるのに対し、令和 6 年度目標に向けた令和 5 年度目標が「登録数 21,500 件」となっているのはなぜかとの御質問でした。こちらについて、所管課である防災安全課に確認したところ、誤りであり、令和 5 年度目標は「登録数 20,500 件」であるとのことでしたので、修正させていただきたいと思います。また、事件情報等の防犯メールの配信について、配信する情報と、配信しない情報の基準はあるのかとの御質問をいただきました。こちら所管課に確認したところ、配信しているメールは全て警察から情報提供を受けたものであり、市では配信するかしないかを決めているものではないとのことでした。 基本目標Ⅱについて説明は以上です。
副 会 長	事務局の説明が終わりました。質疑等ある方は、挙手にてお願いいたします。
委 員	通番 31「自主防犯活動団体及び地域防犯パトロール協力事業者による防犯活動の実施」については、どちらかという P T A などで旗振りを担ってくれている方などを想定していました。そういった担い手の方々が減少している現状があると思うので、積極的に手を挙げてもらえるような取組が必要だと思います。
事 務 局	地域で協力してくださる方を増やす取組として、自主防犯活動についての P R やベストなどの防犯活動グッズの貸出を行っています。あくまで自主的な活動なので、市からお願いすることも難しいのですが、広報活動などにより自主防犯活

	動について広めていきたいと考えています。
副 会 長	続いて第5章の評価の確認に進みます。事務局から説明をお願いします。
事 務 局	それでは先ほどと同様に、資料6-4-5と資料6-4-6を使用して説明いたします。ここでは、先ほど副会長がおっしゃったように、計画第5章の評価の確認を行います。資料6-4-6に、これまでいただいた御意見をまとめております。資料6-4-5を御覧ください。第5章については、大きく4つの区分に分けて評価をいただきました。「1 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等」「2 地域子ども・子育て支援事業」「3 教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項」「4 その他の取組」です。「3 教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項」については、特に「(2) 教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方」に御意見をいただきました。 評価としては、次のようにまとめました。「(2) 教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方」に係る取組の一環として、基幹型保育所システム事業を通じ、保育施設の児童が小学校を訪問する機会を設けることは、就学前の児童にとって小学校の雰囲気に触れる機会や、他の保育施設の同年代の児童と交流する機会になっており、非常に有意義な事業と言える。一方で、現在の実施方法では、必ずしも全ての児童が実際に就学予定の小学校へ訪問できるわけではないことから、今後については、小学校への訪問方法の更なる工夫や、幼稚園、保育施設同士の連携を強化することで改善を図る等、より良い事業実施に向け検討されたい。また、各幼稚園や保育施設から一人や二人の小人数で同じ小学校に就学するため、孤独感や寂しさを感じる児童がいることや、就学予定の児童のそれぞれの様子を具体的に小学校側に伝えるなど、就学に向けた児童のケアにつなげていくためには、小学校との丁寧な連携が重要である。児童一人ひとりの成長を見据え、温かく見守るという共通の思いのもと、幼稚園保育施設、小学校による取組を充実させ、教育・保育のより円滑な接続の実現に努められたい。評価内容は以上です。個別の意見については、資料6-4-6を御確認ください。 第5章の評価についての説明は、以上です。
副 会 長	事務局の説明が終わりました。質疑等ある方は、挙手にてお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、残りの時間で基本目標Ⅲについて、評価を行いたいと思います。基本目標Ⅲ施策(1)について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	資料6-4-3に戻しまして、基本目標Ⅲについて、評価をいただきたいと思います。基本目標Ⅲ施策(1)は通番37から通番46までです。 まず、個別事業の実施状況については、「重点事業評価シート(令和5年度)」のとおりです。施策の方向性に係る実施状況について申し上げます。 親や子の交流の場については、通番37「親子ひろば事業の充実」や通番38「乳幼児母性健康相談事業(親子ひろばミニ相談会含む)」において、妊婦や子育て中の保護者が身近なところで気軽に交流できる機会や場を提供し、通番42「公民

	館保育室事業」では、各公民館で「幼い子をもつ親のための教室」を実施して、親同士、子ども同士の新しい関係作りのきっかけを提供した。また、通番 38 では、オンラインでの相談や予約なしでの来所相談に対応したことで、気軽に相談できる環境を確保した。 各種相談事業では、通番 38 において継続的な支援が必要な家庭に対して、地区担当保健師が親子ひろば等の地域の社会資源につなげた。通番 44「障害児相談支援」では、個別相談のニーズを把握し、必要なサービスが適切に提供されるよう関係機関と連携して、情報提供やサービスの調整等を行った。 保育サービスについては、個々の家庭の状況に応じた多様な保育ニーズに対応するため、通番 39「病児・病後児保育事務事業」では、各連絡会での情報交換や従事職員への病児・病後児保育研修を実施し、通番 40「障害児保育事業」では、職員加配に対する補助を行うことで、障害児のための職員配置を促すなど、各事業において様々なサービスを提供した。 障害児への支援については、通番 40 では医療的ケア児の受入を開始し、通番 43「障害児支援の提供体制の整備」において、医療的ケア児支援関係者会議を実施して、地域の医療的ケア児における支援状況や課題等の情報を共有した。また、障害児通所支援事業所連絡会にて関係機関と情報共有及び課題抽出を行い、相談支援体制の充実や事業所が抱える課題等について協議を行った。通番 45「児童発達支援センターの設置」では、令和 6 年 11 月の開所へ向けて、児童発達支援センターとして求められる役割と事業内容について検討を行った。 子育ての相互援助として、通番 41「支援ニーズに応じたサービス提供の充実」では、ファミリー・サポート・センター事業の利用会員の増加に向けて、産婦・育児相談や親子ひろばなどの各事業と連携を行い、援助会員の増加に向けて、市報や公共施設へのポスター掲示などで援助会員講習会を周知した。 医療費等の経済的支援については、通番 46「義務教育就学児医療費助成事業」にて、必要な方が手当や助成を受けることができるように、制度案内を市報に掲載し、転入者向けに市民課でチラシを配付した。 施策の進捗状況については、概ね順調に進んでいます。 基本目標Ⅲ施策（１）については、以上です。
副 会 長	基本目標Ⅲ施策（１）について、事務局の説明が終わりました。質疑等ある方は、挙手にてお願いいたします。
委 員	通番 41「支援ニーズに応じたサービス提供の充実」では、ファミリー・サポート・センター事業の利用会員の増加に向けて、援助会員講習会を実施したとのことですが、講習会とはどのようなもので、参加者はどれくらいいるのでしょうか。
事 務 局	援助会員講習会については、年 4 回程度毎年実施しており、令和 5 年度は 3 回実施いたしました。援助会員の確保は難しいですが、援助会員になるためには、援助会員講習会で講習を受けて、知識や技術を学んでいただく必要があります。この講習会では、1 回当たり 10 人程度参加されます。令和 5 年度は、市報の 1

	面に、援助会員講習会について掲載したところ、例年の倍程度の参加があり、効果があったと感じています。
副 会 長	他に御意見や御質問がある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。それでは、基本目標Ⅲ施策（２）に進みます。事務局から説明をお願いします。
事 務 局	引き続き資料６-４-３を使って御説明いたします。基本目標Ⅲ施策（２）は通番 47 から通番 50 までです。個別事業の実施状況については、「重点事業評価シート（令和５年度）」のとおりです。施策の方向性に係る実施状況について申し上げます。 通番 47「乳幼児母性健康相談事業（保健センターミニ相談会含む）」では、育児不安の軽減を図るため、母子にとって身近な場所で専門職に相談できるように、オンライン相談や予約なしでの来所相談にも対応し、ゆりかご・こくぶんじ面接や、妊娠中のフォロー電話にて相談事業の紹介や相談を行った。通番 48「乳幼児健康診査（３～４箇月児健康診査・１歳６箇月児健康診査・３歳児健康診査）」では、健診を通して、病気・障害・要支援家庭の早期発見を図った。また、継続的な支援が必要な対象児と保護者には発達相談を行って、早期から療育に繋がった。 通番 47 で行われる栄養相談では、成長・発達段階に応じた食に関する情報を提供し、親子ひろばを利用した保健センターミニ相談会では、市民に食に関する情報や学習機会を提供した。通番 49「各種栄養関連事業（離乳食講習会・両親学級・食育講座）」では、必要に応じて講座参加者を保健師や歯科衛生士への相談につなぎ、専門職と連携しながら食育の推進を行った。 通番 50「休日診療・休日準夜診療事業」では、必要な時に医療機関を受診することができるよう、日曜・祝日に受診のできる医療機関情報を市報、市ホームページ等に掲載するほか、都立小児総合医療センターや、こどもの救急サイト＃7119 救急相談センターについても市ホームページにて紹介することで、受診の目安や救急対応に関する情報についても活用できるようにした。 施策の進捗状況としては、おおむね順調に進んでいます。 基本目標Ⅲ施策（２）の説明は以上です。
副 会 長	基本目標Ⅲ施策（２）について、事務局の説明が終わりました。質疑等ある方は、挙手にてお願いいたします。よろしいでしょうか。 それでは、本日予定していた議事は以上になります。長時間にわたりありがとうございました。 では、事務局より「２ その他」について、お願いします。
事 務 局	長時間にわたりありがとうございました。 次回の会議についてお知らせします。次回は 11 月 15 日（火）午後 6 時 30 分から書庫棟会議室です。本日と同じ会場になります。 議題については、大きくわけて 2 つございます。１つ目としては、パブリック・コメント実施前の次期計画策定状況の報告についてです。この際に、答申や追加

	事業に対する御意見を踏まえた計画反映状況等についても、概要説明ができればと考えております。2つ目としては、本日第4回会議で行った基本目標Ⅲの評価確認と基本目標Ⅳの評価となります。 次回の会議については、2時間程度を想定しております。お忙しいところお手数ですが、御出席の程、よろしくお願いします。以上です。
副 会 長	それでは、以上を持ちまして、本会議を閉会といたします。本日はありがとうございました。

— 了 —